

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第65号

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年大和市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表支給額の欄を次のように改める。

支給額
154,300円
152,600円
151,000円
149,300円
147,700円
146,000円
139,100円
132,100円
125,400円
118,400円
111,600円
102,800円
94,200円
85,600円
76,800円
67,800円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市一般職の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。